

平成29年監査公表第2号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第4項の規定により監査を実施したので、その結果を公表する。

平成29年 8月21日

半田市監査委員 西川 承

半田市監査委員 小出 義一

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

平成29年6月23日をもって提出のあった地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、監査した結果は次のとおりであるので、同条第4項の規定により通知する。

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の提出

平成29年6月23日

3 請求の要旨

請求人から提出された職員措置請求書に記載された事項に基づく請求の趣旨は次のとおりである。（請求書原文のとおり 資料は省略）

1 請求の要旨

(1) **監査請求の対象** 半田市総務部防災監及び半田市長 榊原純夫氏

(2) **財務会計上の行為や怠る事実**

①平成 27 年 10 月、半田市総務部防災監は、半田消防署に設置してある伊勢湾台風浸水位の高さを市民に知らせることなく、21,600 円の工事費を費やして 65 cm引き下げた。

②平成 28 年、私は水位標高さ変更気付、平成 29 年 2 月に防災交通課に経緯の説明を求めた。

③その後、私は 2 月 23 日に水位標が外された状態にあることに気が付いた。

④さらに、3 月には水位標は平成 27 年 10 月以前の水位の高さに水位標が戻された。

⑤水位標の撤去、再設置は、市役所職員により行われたものであり、工事費の請求書は存在しない（防災交通課での口頭確認）。

(3) **違法や不当の理由**

①以上の経緯から、不必要な水位標の引き下げにかかった工事費は、不当な公金の支出であると考えます。

②また、工事費が発生してからは 1 年以上が経過しているものの、一連の行為は、市民に知らせずに行われたものであり、この事実に気付くのは困難であった。さらに、この工事が不必要なものであったと確定したのは、水位標がもとに戻された平成 29 年 3 月である。

③また、水位標の撤去、再設置に関する請求書、領収書は存在しないが、市役所職員の労働を伴っており、市役所職員の給与は税金から支払われている。高さが下げられた際に要したのと同様の公金支出とみなすべきである。

(4) **どのような損害が半田市に生じているか**

①結果的に不必要であった水位標の高さ変更にかかった工事費、あるいは市職員の労働対価が市民の税金から支払われたことは、明らかに半田市民に損害を与えている。

②市民に公表せずに、2 度にわたり水位標の高さ変更が行われたことは、半田市政への不信を半田市民に生じさせている。

③災害の歴史を秘密裏に、しかも過小評価する方向に変えてしまうことは、市及び愛知県が掲げている減災という概念とは逆行した行為だと考

える。このような市の姿勢は、市民の防災意識を低下させ、結果的に市民に損害を与えるものである。

(5) **請求する措置**

- ①水位標引き下げ時に生じた工事費 21,600 円の弁償
- ②水位標引き上げ時に要した市職員労働対価分の弁償
- ③市民に知らせずに不当な行為を行ったことに対する半田市民への謝罪

第2 請求の要件審査

請求書は、全体として地方自治法第242条第1項の規定による要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の陳述

法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して平成29年7月18日に陳述の機会を与え、請求人の趣旨を補足する陳述を受けた。

(陳述に出席した請求人) XXXXXXXXXX

2 監査の対象事項

本件請求においては、半田消防署に設置してある伊勢湾台風浸水位高さ変更に伴う工事費及び市職員の給与の一部は違法又は不当な公金の支出であり、請求人が請求する措置について理由があるか否かを対象とする。

3 監査対象局

総務部防災交通課を監査対象課とし、書面での調査を実施した。

本件に対する総務部防災交通課の説明は次の通りである。

- ア 半田消防本部東側壁面の水位標を引き下げた日付は、平成27年10月2日である。
- イ 工事費については、支出負担行為日が平成27年10月7日、支出命令日が平成27年10月8日、金額21,600円であり、平成27年10月28日に支払いは完了した。
- ウ 平成27年10月以前及び平成29年7月現在の水位標の高さは、伊勢湾台風時の衣浦港の最高潮位とされる高さTP+3.2mである。
- エ 平成27年10月2日に半田市役所旧庁舎の水位標の高さに合わせて65cm

引き下げた。

オ 平成 29 年 2 月 17 日、水位標を撤去し、平成 29 年 3 月 9 日、平成 27 年 10 月以前の高さ T P+3.2m に戻した。これらの業務を行ったことに対して、特別な手当等は支給していない。

第 4 監査委員が認定した事実

平成 27 年 10 月 2 日 市は、消防長からの半田消防本部東側壁面の水位標の高さが高すぎるのではないかと、という指摘をきっかけに伊勢湾台風時の最高潮位とされる高さ T P+3.2m の水位標を半田消防本部向かいにあった半田市役所旧庁舎の水位標の高さに合わせて 65 cm 引き下げた。これにかかる工事費は 21,600 円である

平成 27 年 10 月 28 日 工事費 21,600 円の支払いが完了

平成 29 年 1 月 10 日 請求人知人からの問い合わせに対して、市から回答文書を送付（事実証明書として添付）

平成 29 年 2 月 17 日 市は、水位標を外す

平成 29 年 2 月 24 日 請求人知人から市へ問い合わせ（事実証明書として添付）

平成 29 年 3 月 3 日 請求人知人から市へ問い合わせ（事実証明書として添付）

平成 29 年 3 月 9 日 市は水位標を T P+3.2m に戻す

平成 29 年 6 月 23 日 請求人より水位標の引き下げた工事費及び高さを戻すのに要した市職員の給与について住民監査請求が提出される

第 5 判断

審査の結果、本件請求については、合議により次のように決定した。

(1) 請求する措置①水位標引き下げ時に生じた工事費 21,600 円の弁償について

請求人が地方自治法第 242 条第 2 項に規定する監査の請求期限について、「工事費が発生してからは 1 年以上が経過しているものの、一連の行為は市民に知らせずに行われたものであり（略）この工事が不必要なものであったと確定したのは、水位標が元に戻された平成 29 年 3 月である」と主張する点について、検討する。

ア 地方自治法第 242 条第 2 項の解釈について

地方自治法第 242 条第 2 項では「前項の規定による請求は、当該行為の

あった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。」と規定されている。ここでいう「当該行為」とは、「法第242条第1項に規定されている行為を指す」（逐条地方自治法 参照）のであり、本件請求においては「公金の支出」を対象として同条を適用するものと解される。

イ 本件請求においては、水位標を引き下げた平成27年10月2日から支払完了日の平成27年10月28日までのうち最も遅い支払完了日（平成27年10月28日）を対象としたとしても第242条第2項本文に規定する監査の請求期間を経過していると認められる。

ウ 地方自治法第242条第2項但書の解釈について

正当な理由があるときとは、たとえば、当該行為がきわめて秘密裏に行われ、1年を経過した後はじめて明るみに出たような場合あるいは天災地変等による交通と絶により請求期間を徒過した場合などのように特に請求を認めるだけの相当な理由があるときをいう（逐条地方自治法）。

また、判例では「地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができた」と解されるときから相当な期間内に監査請求をした場合をいうと解するのが相当である。」（最高裁平成14年9月12日判決参照）とされ、「財務会計上の行為が記載された公文書が情報公開制度等により閲覧可能な状態になった場合には、客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができた」と解するのが相当である。」とされている（東京高裁平成19年2月14日判決参照）。

これを本件の財務会計上の行為についてみると、遅くとも支払完了日の平成27年10月28日には情報公開制度等により閲覧可能な状態であると言えるのであり、当該行為の存在及び内容について、住民監査請求をするに足りる程度に知ることができたというべきである。そして本件請求は、上記閲覧可能な状態となった日から1年半以上経過してなされたのであり、正当な理由がなく請求期限を経過した不適法な請求と言わざるを得ないから、これを却下する。

(2) 請求する措置②「水位標の引き上げに要した市職員労働対価分の弁償」について

監査請求の対象とされた財務会計行為を原因として市に損害が発生したか

検討する。

住民監査請求でいう損害とは、「財務会計上の違法行為が行われなかったならば存在したであろう利益と、現に違法行為が行われた現在の利益との差をいうものと解される」（最高裁昭和 55 年 2 月 22 日判決参照）のであり、本件請求における水位標に係る一連作業により特別な手当等が支給されているわけではなく、違法行為による利益の差が生じたと解することはできない。よって補填すべき損害はないことから、当該請求を棄却する。

(3) 請求する措置③「市民に知らせずに不当な行為を行ったことに対する半田市民への謝罪」について

地方自治法第 242 条第 1 項に定める当該行為又は怠る事実に対する予防、是正のための必要な措置とは解することができず、要件を満たしていないため、当該請求を却下する。

第 6 結果

以上の判断により、請求人の措置請求には理由がないものと判断し、請求を一部却下、一部棄却する。

第 7 付言

本件請求については、前述のとおりであるが、以下、市へ申し添える。

伊勢湾台風から 60 年近く経過し、当時到達した水位の高さが明確に検証しがたいものであったとしても、高さに対する意見を受けるたびに水位標の高さを変更したことは、市の対応に一貫性がなかったと言わざるを得ない。

今後は、毅然とした職務執行を求めるものである。